

動物検疫所見学・説明会（平成 27 年 3 月 19 日開催）における質疑応答

Q1

近隣の小学校で行っている動物検疫紹介教室について年間実績を知りたい。

A1

成田市内の小学校で去年は 4 校を訪問した。植物防疫所と共同で実施し、検疫探知犬のデモンストレーションなども行っている。

Q2

靈長類舎は BSL3（バイオセーフティーレベル 3）に対応した施設だと思うが、耐用年数は何年間か。

A2

鉄筋コンクリートなので、計画上は 40 年。病原体を外に持ち出さない構造を有しており、特殊な空調は直近では平成 20 年に全体的な点検を実施。東日本大震災後は、毎年建物診断を行っている。

Q3

ハンドラーの帰国後のスキル維持のプログラムについて知りたい。

A3

現在、検疫探知犬は全国に 14 頭いて。羽田空港以外の 12 頭については民間ハンドリングに委託している。技術維持については、探知犬に関する海外の施設の専門家等からアドバイスを受けている。

Q4

国の職員であるハンドラーを養成する計画はないのか。

A4

今後、関西、成田国際空港では農林水産省の職員であるハンドラーを配置予定。国の職員のハンドラーを増員しつつ、ハンドリングのノウハウを蓄積していきたい。

Q5

靈長類の係留期間は 30 日とのことだが、ケージ（檻）が狭いのではないか。また床が金網に見えたが、床をゴム製にするなど環境改善が必要ではないか。

A5

ケージの大きさは一般的なもの（ $75 \times 50 \times 60$ ）。飼育という観点であると、少し手狭かもしれない。一方で、検疫の目的は病気の状況を把握することであるため、ケージが広すぎても目的に適わないという難しさがあるので、バランスのとれた大きさが大事だと考える。また、床面が網状ですべる・はさむなどの指摘があれば、ご要望に応じてゴム製の床を敷いたり、係留環境をよくするためにおもちゃを入れたりするなどの工夫をしている。

Q6

2020 年の東京オリンピックに向け、今後ますます、外国人観光客等が空港を行き来し、また日本の農林水産物・食品の輸出促進を進めて行く中で、現在、家畜防疫官増員の予定はあるのか。

A6

政府が掲げる「観光立国」の実現に向けて、外国人観光客も過去最高となったところ。これに伴い、業務量が増大していることは事実であるが、水際における伝染病侵入対策の充実を図るとともに、必要な人員は確保していきたい。併せて、業務の中身の見直しを図り、無駄を省いて効率よく仕事をすることが大事だと考えている。

Q7

家畜防疫官は一人当たり一日にどのくらいの動物を検査するのか。

A7

例えば、成田支所には飛行機で到着するために、一度に、馬は 10 頭前後、ブタは 40 頭前後など小ロットの単位でやってくる。一方、九州地方では、港に船で到着するため、牛 1,000 頭規模が到着し、家畜防疫官 7~8 名で作業分担し臨床観察を行っている。

このように、動物の種類・係留期間が多岐にわたり、支所ごとに特徴が異なることや数人体制で行っていくことなどから、一人が一日に検査する頭数を厳密に出すのは難しい。

Q8

家畜防疫官になるためにはどうしたらよいか。獣医師免許が必要か。

A8

家畜防疫官になるためには、農林水産省が実施する技術系職員採用試験に合格する必要がある。採用職種には獣医職、畜産職の 2 種類があり、獣医職が約 140 名、畜産職が約 240 名程度いる。獣医師免許が絶対に必要ということはない。

受験要件は、獣医職が獣医師国家試験に既に合格又は合格見込みであること、畜産職が畜産に関する課程を有する大学等を卒業又は卒業見込みであること。

Q9

日本からの輸出について、牛肉の輸出実績はあるのに豚肉はないのはどうしてか。

A9

牛肉は海外でも「和牛」がブランドとして確立しているが、豚・鶏はほとんどが海外から種をもらい肥育している関係から輸出してもマーケットの需要がないということが考えられる。

Q10

動物検疫と植物防疫では職場間の異動はあるのか。

A10

総務系の仕事であれば相互に人事交流があるが、それぞれ必要とされるスキルが異なるため技術系職員間の異動はない。なお、広報の仕事など業務内容で連携できるものについては動物検疫所と植物防疫所が共同で行うものもある。

Q11

鳥インフルエンザ等に関して、韓国はワクチンを使用しているのか。また、日本はワクチンを使用することを考えているか。

A11

韓国では、鳥インフルエンザについてはワクチンを使用していない。一方、口蹄疫はワクチン接種による封じ込め中と聞いている。

日本は、鳥インフルエンザについてはワクチンを使用しない方針である。口蹄疫についても基本的にはワクチン接種によらない防疫・封じ込めを目指しているが、他に対処法がない段階にまで至ればワクチンを使用することもある。実際に、平成 22 年に宮崎県で口蹄疫が発生した時には使用実績がある。なお、鳥インフルエンザワクチンや口蹄疫ワクチンは動物検疫所で国家備蓄している。

Q12

豚の感染症である「豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）」の検査には、エライザ法を用いているとのことだが、疑陽性が出たときの対応方法を知りたい。

A12

PRRS は、ウイルス病で呼吸器や繁殖器に障害を与える豚がかかる感染症である。

子豚が死んでしまうなど、畜産に影響の大きい病気。「エライザ法」は病気に対する抗体があるかどうか調べる検査方法で、大きな集団の中から疑わしいものがいないか、ふるいわけ（スクリーニング）を行うことが目的である。

基本的には、擬陽性を含め、そのスクリーニングで陽性の疑いのあるものは素早く隔離し、精密検査の結果、陽性と確認されたものののみ殺処分することにしている。

Q13

動物園用の動物として輸入・輸出されるものはすべて動物検疫所で検査を行っているのか。

A13

法令に基づき対象とされる動物の種類が決められており、動物園にいるすべての輸入動物を検査するのではない。例えば、馬やカバは検疫対象であるが、サイは対象外などさまざま。輸出については、相手国が求めてくれば検査を実施する仕組みになっている。

Q14

検疫探知犬は 1 ヶ月にどのくらい違反品を見つけているのか。

A14

成田支所の実績は月にすると 300～500 件程度。詳しくは、資料 1「動物検疫所における水際対策と広報活動について」の 17 ページに記載。年度ごとに 1,000～2,000 件の差が生じているのは、探知犬の配置状況（平成 25 年に探知犬の交代などあり）や、実際に対象物を持っている人がどの程度いるか複数の要因が絡んでいる。

Q15

動物検疫所要覧 7 ページの輸入動物の種類と係留期間にうさぎ・蜜蜂と記載されているが、日本はそんなにも輸入しているのか。なぜ、蜜蜂を係留検査するのか。

A15

成田空港に到着するうさぎは、ペットショップ販売やペットとして個人輸入されるケース、試験研究用などもある。昨年は 69 件で約 1 万羽到着している。蜜蜂は成田に来る量は少なく、昨年は 1 件で約 600 群。蜜蜂については、死亡した働き蜂を検査しその群が病気に汚染されていないかを確認している。うさぎは係留期間中に滅多に死ぬことはない。

Q16

研究目的で使用されるウイルスや病原体を輸出入する会社に勤めている。輸入・輸出する際の実際の検査はどのようなものか。輸入の際には証明書を添付しているが、目視確認による証明書との合意のみなのか、もう少し詳しい検査を行っているのか知りたい。

A16

基本的には現物の確認と証明書の照合を行っている。病原体については、決められた容器包装に入っているか、破損がないか、必要な書類が添付されているかなどを確認している。